

愛知産業大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は教育基本法と学校教育法に基づき、各種産業に関する知識と学術を授けるとともに、深く専門の技能・理論及び応用を教授研究し、人格の完成を図り英知と勤勉な国民性を高め、産業及び文化の発展に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価等)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、自己点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

3 点検及び評価等に関することは、評議会の議により別に定める。

(情報の積極的な提供)

第1条の3 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第2条 本学に設置する学部、学科及び学生定員は次のとおりとする。

学部及び学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
造形学部			
建築学科	70人	5人	290人
スマートデザイン学科	70人	5人	290人
経営学部			
総合経営学科	120人	5人	490人
通信教育部			
建築学科	100人	200人	800人
大学院 造形学研究科			
建築学専攻	10人	0人	20人
デザイン学専攻	10人	0人	20人

2 前項の学部、学科の教育研究の目的は次のとおりとする。

造形学部 産業・地域・生活における建築及びデザインという造形行為を通して、社会に貢献できる人材を育成する。

建築学科 豊かな建築・都市環境の創造と保全を通して、産業・地域・生活に貢献できる人材を育成する。

スマートデザイン学科 確かな人間理解と生活感覚をもとに、社会と暮らしのあり方をデザインする人材を育成する。

経営学部

総合経営学科 複雑化する現代社会に対応できる実践的能力を身につけることを通して、産業・地域・生活に貢献するビジネスパーソンを育成する。

- 3 学部の各学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は4年とする。

- 2 学生は8年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 毎学年の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第5条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律で規定する休日

春期休業日 3月16日から4月10日まで

夏期休業日 7月21日から8月31日まで

冬期休業日 12月23日から翌年1月7日まで

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、編入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第7条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

（入学の出願）

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

（入学者選抜）

第10条 本学の入学者の選抜は、「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う。

2 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第11条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金・授業料等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（3年次編入学）

第12条 本学の3年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条の規定による者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 国立養護教諭養成所及び国立工業教員養成所のいずれかを卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第8条に規定する入学資格を有する者に限る。）
- (6) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

2 編入学した者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱いについては、教授会の議を経て学長が決定する。

（編入学、再入学、転入学）

第12条の2 前条のほか、本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のがある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱い、ならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

（転部）

第12条の3 本学の学生で、他学部へ転部を志願する学生がある時は、正当な理由があると認められ、かつ、欠員のがある場合に限り、選考の上、異動先の教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

2 前項の転部に係る既に履修した授業科目及び修得単位の認定及び在学すべき年数等については、異動先の教授会の議を経て、学長が決定する。

3 転部の取り扱いについては、別に定める。

（転科）

第12条の4 本学の学生で、他学科へ転科を志願する学生がある時は、正当な理由があると認めら

れ、かつ、欠員のある場合に限り、選考の上、異動先の教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

2 前項の転科に係る既に履修した授業科目及び修得単位の認定及び在学すべき年数等については、異動先の教授会の議を経て、学長が決定する。

3 転科の取り扱いについては、別に定める。

(転籍)

第12条の5 本学の学生で、通学制と通信制の間の転籍を志願する学生がある時は、正当な理由があると認められ、かつ、欠員のある場合に限り、選考の上、異動先の教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

2 前項の転籍に係る既に履修した授業科目及び修得単位の認定及び在学すべき年数等については、異動先の教授会の議を経て、学長が決定する。

3 転籍の取り扱いについては、別に定める。

(退学)

第13条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第14条 疾病その他やむを得ない事由により3か月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第15条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第3条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第16条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第17条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第15条第2項に定める休学の期間を超えて、なお就学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針及び授業科目)

第18条 本学は、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)及び「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 授業科目を分けて、教養科目、共通科目及び専門科目とする。

3 授業科目及び単位数等は、造形学部は別表第1(A)、経営学部は別表第1(B)のとおりとする。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前号に規定する基準を考慮して、単位数を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができるものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第19条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）を実施する。

(教室等以外の場所での履修)

第19条の3 第18条の授業科目を多様なメディアを高度に利用して、別に定めるところにより、当該授業を教室等以外の場所で履修させることができる。なお、これにより修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(単位の授与)

第20条 授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価し、合格した者に所定の単位を与える。

2 試験及び成績については、別に定める。

(学習の評価)

第21条 試験等の評価は秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

2 学修の成果に係る評価に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第22条 本学は、学生が本学入学前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において修得した単位、及び短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学以外の教育施設等における学修について、教育上有益と認めるときは、本学の入学後に本学における授業科目について履修したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項の単位の認定は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第23条、第24条及び第25条に規定する単位数と合わせて60単位を超えないものとし、取扱いについては、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第23条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより、他の大学又は短期大学において修得した単位、及び前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位は、合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(外国の大学等における授業科目の履修等)

第24条 本学において教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議により、学生に休学することなく、当該外国の大学等に留学し、学修することを認めることがある。

2 前項の規定により学生が留学をして得た学修の成果については、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(他の大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度)

第25条 第23条及び第24条の規定により、他の大学等又は外国の大学等において修得した単位について、本学において修得したと認めることができる単位数は、すべてを合わせて、60単位を限度とする。

(履修届)

第26条 学生は毎学期の初めに、その学期に定められた授業科目中の必修科目とともに他に履修しようとする授業科目を選択し、所定期日までに履修の手続きを行わなければならない。

2 各学期の履修登録単位数の上限は、別に定める。

第6章 卒業及び学位授与

(卒業の要件)

第27条 本学を卒業するためには、造形学部は別表第1(A)、経営学部は別表第1(B)に定めるところにより124単位以上を修得することのほか、本学が定める要件を満たさなければならない。

(卒業及び学位授与)

第28条 前条の卒業要件を充足した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

造形学部 学士(芸術)

経営学部 学士(経営学)

第7章 検定料、入学金、授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第29条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は次のとおりとする。

区分	造形学部	経営学部
検定料	35,000円	35,000円
入学金	200,000円	200,000円
授業料(年額)	800,000円	640,000円
教育充実費(年額)	400,000円	400,000円
実習費(年額)	100,000円	50,000円

2 実験、実習、その他教育に必要な費用は別にこれを納付させることがある。

(授業料等の納入期)

第30条 授業料、教育充実費及び実習費は、その年額を次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事由があると認められる者については、延納を認めることがある。

前期 納期 4 月 25 日まで
後期 納期 10 月 25 日まで
(退学及び停学の場合の授業料等)

第 31 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 32 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

2 休学期間に係る在籍料については、別に定める。

(復学の場合の授業料等)

第 33 条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を、復学した月に納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第 34 条 納付した検定料、入学金及び授業料等は原則として返付しない。

第 8 章 教育研究実施組織等

(教育研究実施組織等)

第 35 条 本学に学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 本学は、教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。

3 本学は、教育研究実施組織を編制するに当たり、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にする。

4 本学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する。

5 本学は、教育研究実施組織及び厚生補導を行う組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、本学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する。

6 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修会（第19条の2に規定するものを除く）の機会を設けることその他必要な取組（スタッフ・ディベロップメント）を行う。

第 9 章 評議会、教授会

(評議会)

第 36 条 本学に、重要な事項を審議するため評議会を置く。

(評議会の構成)

第 37 条 評議会は学長、副学長、学部長、研究科長、通信教育部長及び評議会規程に定める委員を

もって組織する。

(評議会の招集等)

第38条 学長は評議会を招集し、その議長となる。ただし、学長に事故のあるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

(評議会の開催)

第39条 評議会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(評議会の審議事項)

第40条 評議会は、学長の諮問に応じ、次に係る重要な事項を審議する。

- (1) 学則に関する事項
- (2) 教育の計画及び実施に関する事項
- (3) 大学及び学部の運営、連絡調整に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) その他大学の運営に関する事項

第41条 第36条から前条までに定めるもののほか、評議会に関し必要な事項は別に定める。

(教授会)

第42条 本学の各学部に教授会を置く。

(教授会の構成)

第43条 教授会は、学部毎に学部長及びその属する教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学部毎に学部長が必要と認めたときは、教授会に准教授、講師及び助教、その他の職員を加えることができる。

(教授会の招集等)

第44条 各学部長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故のあるときは、あらかじめ学部長が指名した教授が議長となる。

(教授会の開催)

第45条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(教授会の審議事項)

第46条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業、及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第47条 第42条から前条までに定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講生、外国人留学生及び研究生

(科目等履修生)

第48条 本学は、本学学生以外の者で本学の特定の授業科目を履修することを志願する者がある

ときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生として本学において一定の単位（第8条に規定する入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者が、本学に入学する場合においては、第22条第1項の規定により本学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数等に応じて、その修得に要した期間その他文部科学大臣の定めるところにより、本学が必要と認める事項を勘案して、在学すべき年数を教授会の議を経て、学長が決定する。

- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

（特別聴講生）

第49条 本学と他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議により、当該大学等の学生を特別聴講生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講生に関して必要な事項は別に定める。

（外国人留学生）

第50条 外国人で大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

（研究生）

第51条 本学において特殊事項について研究しようとする者があるときは、学長は教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生について必要な事項は別に定める。

第11章 通信教育部

（通信教育部）

第52条 本学に通信教育部を置き、学生定員は第2条に定めるとおりとする。

- 2 通信教育部に関する規程は、別に定める。

第11章の2 大学院

（大学院）

第52条の2 本学に大学院を置き、次の研究科を置く。なお、学生定員は第2条に定めるとおりとする。

造形学研究科 建築学専攻

デザイン学専攻

- 2 大学院に関する規程は、別に定める。

第11章の3 附属施設及び機関

（附属施設及び機関）

第52条の3 本学に、図書館、造形学研究所、経営研究所、地域共同教育研究センター及び教養教

育センターを置く。

- 2 図書館、造形学研究所、経営研究所、地域共同教育研究センター及び教養教育センターに関し必要な事項は、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第53条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(罰則)

第54条 本学の規則に違反し、本学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学、謹慎及び訓告とする。
- 3 退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(賠償の責任)

第55条 本学の施設、設備又は備品等を故意に破損又は滅失した学生には相当の賠償をさせ、事情によっては懲戒することができる。

第13章 公開講座

(公開講座)

第56条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学は、必要に応じ公開講座を開設することができる。

第14章 奨学制度

(奨学制度)

第57条 本学学生で、成績優秀、品行方正にして、かつ家庭の経済的事情のために就学困難と認められる者には、学費の全額又は一部を貸与又は免除することがある。

- 2 奨学制度については別に定める。

第15章 教育職員免許

(教育職員免許)

第58条 教育職員免許状の授与を受ける所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学部の学科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状は、次のとおりとする。

造形学部 建築学科

高等学校教諭一種免許状 工業

経営学部 総合経営学科

高等学校教諭一種免許状 商業

高等学校教諭一種免許状 公民

(教職に関する専門教育科目)

第59条 本学における教職に関する専門教育科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

第16章 雑則

(雑則)

第60条 この学則を施行するために必要な事項は、評議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この学則は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成4年9月1日から施行する。

附 則

この学則は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成9年4月1日から施行する。

ただし、第18条別表第1の規定については、平成8年度以前の入学生にあっては、当該入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は平成11年4月1日から施行する。

ただし、第18条別表第1の規定については、平成10年度以前の入学生にあっては、当該入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は平成11年6月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この学則は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成16年4月1日から施行する。

ただし、第2条、第12条の3、第12条の4、第18条別表第1、第59条及び第60条別表第2の規定については、平成15年度以前の入学生にあっては、当該入学時の規定による。

第18条別表第1（A）の授業科目「就職指導」及びその単位数については、平成15年度以前の入学生においても適用する。ただし、その単位は卒業要件単位数には含めないものとする。

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

ただし、第12条の3及び第12条の4の規定については、平成16年度入学生においても適用する。

附 則

この学則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。

なお、経営学部のビジネスマネジメント学科及び経営環境学科は、学則改正後の第2条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該各学科に在学する者が、当該各学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成23年度以前の入学生（3年次編入学生にあつては平成25年度以前の入学生）にあつては、第15章教育職員免許については本改正前の規定を、平成23年度以前の入学生にあつては、本改正前の第16章学芸員となる資格の規定を適用する。

附 則

この学則は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成26年4月1日から施行する。

ただし、通信教育部デザイン学科及び留学生別科は第2条の規定にかかわらず、在学する者が、当該学科等に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。なお、通信教育部デザイン学科については平成26年度、平成27年度の3年次編入学生の募集は従前の規定に従う。

附 則

この学則は平成27年4月1日から施行する。

ただし、平成26年度以前入学生にあつては、別表第1のBの授業科目および単位数について、従前の規定を適用する。

附 則

この学則は平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成27年度以前入学生にあつては、別表第1（A）・（B）の授業科目および単位数について、従前の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、平成30年度以前入学生にあつては、従前の規定を適用する。また、デザイン学科は第2条の規定にかかわらず、在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続することとする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、令和2年度以前入学生にあつては、従前の規定を適用する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、令和3年度以前入学生にあつては、従前の規定を適用する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、令和6年度以前入学生にあつては、第15章教育職員免許および別表第1(A)・(B)の授業科目および単位数について、従前の規定を適用する。